

令和7年度 税制改正大綱～消費税～

令和7年度税制改正大綱が公表されました。

その改正内容のうち、消費税の改正の概要についてお知らせいたします。

＜消費課税＞

1 外国人旅行者向け免税制度の見直し

(1) 基本的考え方

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。

また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。

(2) 免税方式の見直し

① 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報（以下「税関確認情報」という。）を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。

(注) 上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。

② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。

③ 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。

(3) 免税対象物品の範囲の見直し

① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。

② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。

(4) 免税販売手続の見直し

① 船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続においては、上陸許可書及び旅券の提示を求めるとし、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとする。

② 日本国籍を有する免税購入対象者が国内に2年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを追加することとし、現行の証明書類については本籍の地番の記載を不要とする。また、輸出物品販売場を経営する事業者は、証明書類の種類及び国外転出等をした日を購入記録情報として送信することとし、その証明書類の保存を不要とする。

③ 100万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）を加える。

④ 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法第7条の輸出免税制度により消費税を免除することができることとする。

⑤ 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いを廃止する。

(5) 輸出物品販売場の許可要件の見直し

① 一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止するとともに、次の見直しを行う。

イ 輸出物品販売場の許可については、適切に購入記録情報及び税関確認情報を授受できることを要件とする。

ロ 上記イの許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させることができることとする。

ハ 免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させる場合の免税手続カウンターの設置場所については、特定商業施設の要件に代えて、免税対象物品を販売した日と同一の日に免税販売手続ができることを要件とする。

② 輸出物品販売場の許可の取消要件に、購入記録情報の提供状況等が税関長の確認に支障があると認められる場合を加える。

(6) 基地内輸出物品販売場制度を廃止する。

(7) 免税購入対象者に対する即時徴収及び罰則について所要の整備を行うほか、外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

(注1) 上記(4)⑤を除く。)の改正は、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとし、上記(4)⑥の取扱いは、令和7年3月31日をもって廃止する。

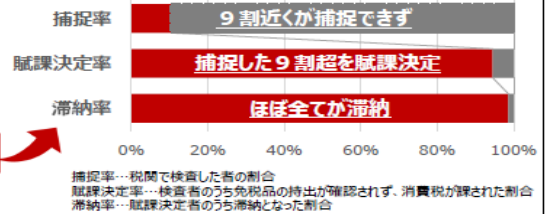
(注2) 上記の改正に伴い、輸出酒類販売場制度における免税方式、免税対象酒類の範囲、免税販売手続及び許可要件並びに免税購入対象者に対する即時徴収及び罰則等について、所要の措置を講ずる。

外国人旅行者向け免税制度の見直しの背景

令和4年4月～令和6年3月における免税購入額と税関の検査状況

購入金額層 (1人当りの免税購入金額層)	免税購入出国者数	免税購入金額
100万円未満	19,307,798人	1兆5,070億円
100万円以上1,000万円未満	274,470人	5,526億円
1,000万円以上1億円未満	7,928人	2,052億円
1億円以上	690人	2,332億円
合計	19,590,886人	2兆4,979億円

1億円以上購入者に対する税関の検査状況



(注) 計表等は、対象期間に出国した者(又は出国と判定した者)に係る国税庁の免税販売管理システムに送信された購入記録情報を機械的に集計したもの。(人数は、延べ人数となる。)

➤ 1億円以上の高額購入者の9割近くが捕捉できておらず、賦課決定できたとしてもほぼ全てが滞納となっている状況。

【不正が疑われる者の出国時等における捕捉の課題】

- 免税購入者は、出国時に税関へ旅券を提示しなければならないが、多額の不正を行おうとする者は、**旅券提示を回避する**などにより、多くの者が税関検査を逃れているのが実態。
- そのため、税関においては、高額購入者を中心に航空会社との連携等により、免税購入者の捕捉に努めているところ。
※ 仮に捕捉できても、税関検査は任意であり、検査を受けないことを理由に出国を止めることができない。
- 特に、**1億円以上の高額購入者**は、全てが不正を行っているとは言えないが、**税関や国税当局で捕捉し、検査を行ったほぼ全ての者**について、**適正に国外へ持ち出している事実が確認されず、消費税が賦課決定**されている。
- また、これらの者の大宗は、納税資金を持ち合わせておらず、**ほぼ全てが滞納**となったまま、海外へ出国されている状況。

(イメージ)



リファンド方式への見直しに伴う免税販売要件の見直し等(案)

免税店の負担軽減 旅行者の利便性向上

- 現行制度においては、国内での横流しを防止する観点から、免税販売に係る各種要件を定めている。
- **リファンド方式においては、税関で持ち出し確認が行われるため、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上**といった観点から、これらの**要件の見直しを行う**(観光庁・経済産業省からも要望あり)。

■ 免税販売要件の見直し

種別	免税対象限度額	特殊包装 ※ 開封判別のできる方法による包装
一般物品	5千円～	不要
消耗品	5千円～ 50万円	必要

一般物品と消耗品の区分を撤廃 消耗品の上限額(50万円)を撤廃 特殊包装を撤廃

※ 区分撤廃に伴い、下限額も区分せずに判定することとなる。

■ 通常生活の用に供するか否かの判断

- ・ 免税店で販売する際に、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする。

■ 免税成立時期の明確化

- ・ 旅行者は、購入から90日以内に税関の持出し確認を受けなければならないこととする。

■ 制度の適正な運用のための措置

- ・ 購入した免税品を郵便局等から国外へ別送した場合、税関は、その送り状等により持出し確認を行っている。この取扱いが不正に多用されていることを踏まえ、**免税品の別送を認める取扱いを廃止**することとする。免税店から直接海外に配送する直送制度の仕組みは、引き続き存置する。

※ 上記に加え、在外邦人の確認要件や免税店の許可要件の緩和等のための、所要の措置を講ずることとする。

リファンド方式への見直しに伴う所要の措置（案）

○ リファンド方式への見直しに伴い、税関による持ち出し確認が担保されることを踏まえて、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上、新制度の適正な運用を行う観点から、次の所要の措置を講ずることとする。

（注）令和8年11月1日から適用する。ただし、別送の取扱いは、令和7年4月1日に廃止する。

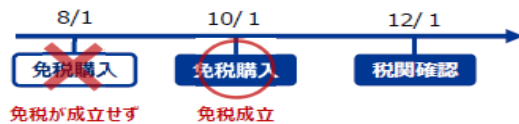
■ 免税成立時期の明確化（再掲）

- ・ 旅行者は、**免税店での購入から90日以内に税関の持ち出し確認を受けなければならない**こととする。
- ・ 具体的には、購入した日から90日以内に持ち出しが確認できないときは、免税販売管理システムを通じて、購入記録情報ごとに持ち出しが確認されなかった旨の情報を提供することとする。

（イメージ）税関確認を受けることができる期限



事例：複数回購入した場合



■ 新制度の適正な運用のための措置等

高額商品を特定するための情報

高級時計等のすり替え防止のため、**税抜100万円以上**の免税品について、**商品を特定するための情報**（シリアルナンバー、ブランド名、型番等）を**国税庁に提供**することとする。

免税品の特性や免税店の実情に合わせて対応できるよう、今後、商品を特定するための情報については、Q&A等により、具体的に示していく。

別送に関する取扱いの廃止（再掲）

現行制度において、税関での持ち出しが確認できず、**消費税を賦課決定した者の半数以上が免税品を郵便局等から別送したと抗弁**している状況。

こうした状況を踏まえ、不正に用いられている免税品の別送を認める取扱いについては、**リファンド方式への見直しを待たずに速やかに廃止**することとする。

※ 店舗から直接海外に配送する直送制度の仕組みは、所要の規定の整備を図った上で、引き続き存置する。

リファンド方式への見直しに伴う所要の措置（案）

（注）令和8年11月1日から適用する。

■ 免税店の許可要件の緩和等

- ・ 一般型免税店、委託型免税店の**区分を撤廃**する。
- ・ **委託型免税店において免税手続を委託できる範囲**（特定商業施設：建物毎、商店街毎）の**縛りを緩和**し、免税店で購入した日と同一の日に免税手続できるカウンター（承認免税手続事業者）に対して、免税手続の委託を可能とする。
（注）下限額の合算は、現行通り可能。
- ・ **購入記録情報・税関確認情報を適切に授受**できることを許可の要件とする（承認送信事業者による授受も可）。
（注）上記見直しに伴い、許可の取消要件についても所要の整備を行う。

（現行制度）



■ 免税購入対象者の要件確認手続の見直し

特定の上陸許可者の確認要件の統一

免税店等から、**上陸許可書の様式や記載方法が統一されず**、免税手続に時間を要するため、**旅券での手続としてほしい**、との声が寄せられていることを踏まえ、

これらの上陸許可者に免税店への旅券の提示を求めるとともに、購入記録情報の作成に必要な許可書番号を**旅券番号に統一**することとする。

在外邦人の確認要件の緩和

免税店等から、**在外邦人**（国外に2年以上居住する者）について、免税手続に必要な書類の**確認等の負担が大きい**として、**要件の緩和等を求める**声が寄せられていることを踏まえ、在外邦人の既存の**証明書類から地番の記載を不要**とし、**購入記録情報に次の事項を送信することを要件とした上で、書類の保存も不要**とする。

- ・ 証明書の種類
- ・ 国外転出した年月日（国外定住日を含む）

また、**マイナンバーカードを証明書類に追加**する。

2 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化の検討

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じている。

こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行う。

自民党税制調査会資料

国境を越えた電子商取引の拡大について

- **近年、物品販売に係る電子商取引が大きく伸びており、特に国外事業者からの個人輸入による購入が急増している。特に、消費税等が免除される少額貨物**（課税価格1万円以下）の輸入件数は、直近5年間で5倍近く拡大し、現在、1億件を超えている状況。国境を超えた電子商取引が拡大する中、**多くの無申告が生じている可能性**や**国内外の事業者間における競争上の不均衡が生じているおそれ**。
- **諸外国においては、国内外のイコールフットイングや税収を確保する観点から、付加価値税について少額輸入免税制度の廃止等の見直しを行うとともに、納税義務をプラットフォーム事業者等に転換する制度を導入する**など、見直しが進められている。



自民党税制調査会資料

今後の検討

- 物品販売に係る国境を越えた電子商取引に関する課題に対して、**政府税制調査会の専門家会合**では、適正な課税の確保や事業者間のイコールフットイングの観点等から、**物品販売について納税義務を国外事業者からプラットフォーム事業者に転換することや、少額免税制度の見直しに向けて、検討を進めるべきとの意見**が多数示された。
- こうした意見や、**諸外国における制度面での対応及び執行上の課題、事業者間の公平性等を考慮しつつ、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について今後検討**を行う。

■ 政府税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」での主な意見（令和6年11月13日）

- ・ **国外事業者の無申告**に対応するため、デジタルサービス同様に、**物品販売もプラットフォーム事業者に納税義務を転換すべきでないか**。
- ・ **少額免税制度**については、**国内事業者とのイコールフットイングを図るべき**であり、諸外国の制度・実務を参考にしながら制度の見直しを進めていくべきでないか。
- ・ **海外事業者による格安の越境電子商取引**が非常に伸びており、この**ビジネスモデル自体が少額免税制度を利用したもの**となっており、国内事業者とのアンフェアな状況は迅速に対応すべき課題。
- ・ 真面目に申告している国内の事業者が意識しないところで損をすることのないよう、**国際競争力の観点からも加速度的に見直しを行うべき**でないか。
- ・ 少額免税制度の見直しにあたっては、**円滑な通関と適正な課税を両立することが肝要**。